

Colorful

Colorful（カラフル）とは、一人ひとりの違った個性（色）が発揮される社会を表しています。

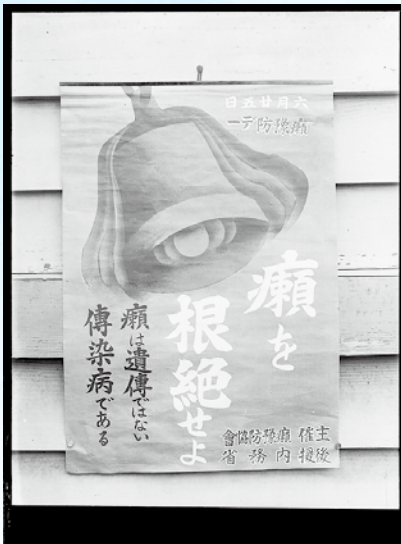
巻頭特集

国立ハンセン病資料館学芸員 牛嶋渉さん

ハンセン病問題を知って、 自分の中の差別を考える



感染症と人権



CONTENTS

みんなカラフル
コロナ禍を振り返って

もっと知る
差別にさらされてきた感染症

相談窓口と人権・男女共同参画推進センターのご案内

ハンセン病問題を知って、自分の中の差別を考える



▲国立ハンセン病資料館 展示室1

ハンセン病問題について、みなさんは聞いたことがありますか。今年の3月、国によって初めて全国的なハンセン病に関する意識調査が行われ、いまだにハンセン病への差別は残り、深刻な状況にあることが指摘されました。今回は東京都東村山市にある国立ハンセン病資料館の学芸員である牛嶋渉さんにハンセン病の歴史や私たちが知っておきたいことについて教えていただきました。

■ハンセン病問題とは

ハンセン病について

ハンセン病は「らい菌」という細菌による感染症です。かつては「らい病」と呼ばれていましたが、差別的なイメージが付きまとうことから「らい菌」を発見したハンセン博士の名前から「ハンセン病」と呼ばれるようになりました。

症状としては、発病初期は感覚麻痺や皮膚の発疹、発病から治療が遅れ重症化すると失明、運動神経麻痺、神経痛、手足や顔の変形といったものがあらわれます。ハンセン病の感染の原因は、菌を多くもっている未治療患者からのヒト対ヒトの飛沫感染です。発病には栄養状態や衛生状態が深く関わっていて、現代の日本で生活している人はほとんど発病しない病気です。現在はハンセン病の治療薬があり、一般医療機関（皮膚科等）の外来で通院治療をすることができます。**ハンセン病は治療中も治療後も社会で共に生きることができる病気**になりました。

ハンセン病問題について

ハンセン病問題は、**国による誤った政策により、患者やその家族が長年に渡り仕切らな人権侵害にさらされた人権問題**です。

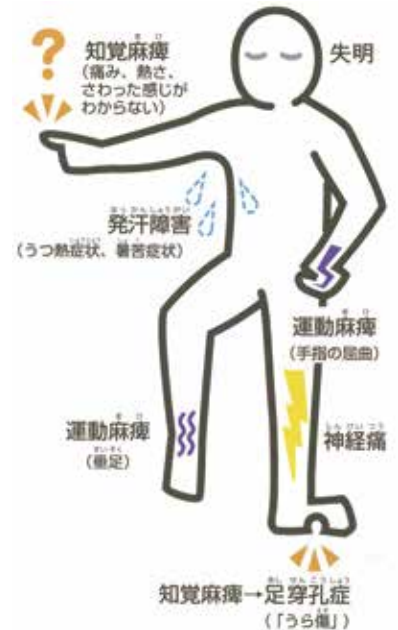
■ハンセン病問題の歴史

古代から近世まで

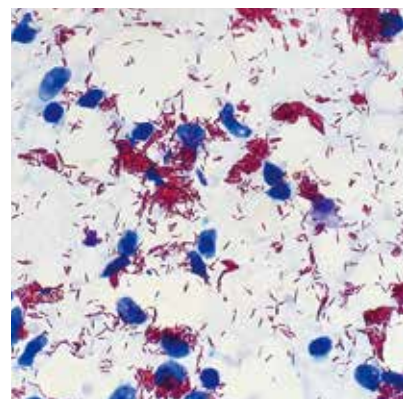
ハンセン病は1000年以上前には日本に存在していたと考えられています。当初ハンセン病はうつる病気だと認識されていませんでした。なぜ発症するのか分かっていなかったため、人々はハンセン病を天罰や仏罰と考え、神仏・民間療法・あらゆるものに救いを求めました。

患者隔離政策

1873年（明治6年）にノルウェーのハンセン博士がらい菌を発見したことで、初めてハンセン病はうつる病気だと分かりました。明治時代になり、日本が「文明国」を目指すようになると、国はハンセン病のような伝染病の患者が町に放浪しているのは恥ずかしいと考え、放浪している患者を療養所へ強制隔離するようになりました。



▲ハンセン病の後遺症
(国立ハンセン病資料館提供)



▲らい菌 (国立ハンセン病資料館 提供)

1931年(昭和6年)になると「らい予防法」のもと自宅療養している患者も療養所へ強制隔離されるようになりました。日本が第二次世界大戦へ向かうなかで、国はより健康な国民を求め、病気の根絶を目指します。患者が出た際の密告を推奨し、強制隔離の推進状況を各県に競わせる「無癩県運動」がおこなわれ、感染者が出た家は真っ白に消毒される、一家離散、村八分にあうなど様々な被害が出ました。



▲印がつけられた患者の家 1940年(昭和15年)
(国立ハンセン病資料館 提供)



▲らい予防デーのポスター
(国立ハンセン病資料館 提供)

全国に作られたハンセン病療養所では、入所者に対して以下のような不当な扱いがありました。

- 結婚はしてよいが、子どもはもってはいけなかった(断種手術、中絶の強要)
- 病人なのにあらゆる労働をしなければならなかった(自分たちで食事や洗濯をしたり、療養所内の家や建物、道を作ったりする)
- 療養所内に監房があり、拘束権は園長にあった。療養所から逃走しようとしたり職員の指示に従わなかったりすると拘束された(罪人と同じ扱いをされることがあった)
- 医師や看護師が少なく、十分な治療を受けることができなかった
- 患者同士で看護・介護を行わなければいけなかった
- 外へ逃げられないように、療養所の中だけでしか使えないお金を使用させた

隔離政策が始まった頃の設立当初の療養所は、病気を治すための場所ではなく囚人同様の待遇で患者を閉じ込め、そこで人生を終えてもらうための施設でした。



▲医師が少なく、患者が治療助手をしている様子
(国立ハンセン病資料館 提供)



▲多磨全生園(東京)で使用されていたお金
(国立ハンセン病資料館 提供)

治療薬の登場から法律廃止まで

戦後、1947年(昭和22年)にらい菌に対して有効な薬である「プロミン」を日本でも使用できるようになり、ハンセン病に対して化学療法を行うことができるようになりました。療養所にいた患者もハンセン病を治すことができ、他者にうつす心配もなくなりましたが、それでも、1953年(昭和28年)に新たに制定された「らい予防法」の下、強制隔離政策は継続されました。療養所ではこの法律への廃止運動が起こりましたが、結局この法律が廃止されたのは1996年(平成8年)のことでした。隔離政策開始から約90年後、化学療法が行えるようになってから約50年後のことです。



▲プロミンのアンブル(国立ハンセン病資料館 提供)

国賠訴訟

隔離政策が終わってからは、ハンセン病の元患者やその家族が、国の責任を問うための裁判を始めました。**2001年(平成13年)に熊本地裁で国の隔離政策の誤りと国による人権侵害の責任を認める判決**が出され、国も控訴を断念しました。2008年(平成20年)には93万人の署名を集めた運動の成果もあり、「ハンセン病問題基本法」が制定されました。この法律ではハンセン病問題の被害者の方たちへの「福祉の増進、名誉の回復等のための措置を講ずることにより、ハンセン病問題の解決の促進を図る」と記されています。**2019年(令和元年)には、ハンセン病患者の家族が受けてきた差別についても国に責任を問う訴訟で家族側が勝訴し、国の誤った政策が家族も苦しみ、家族の形成を妨げてきたことが正式に認められました。**



▲控訴断念要求 (国立ハンセン病資料館 提供)

■現在も残る、ハンセン病患者・回復者・その家族への差別

それでも、世の中には元患者への差別意識が根強く残りました。隔離の法律が廃止された後、2003年(平成15年)には療養所の入所者がホテルへの宿泊を拒否された事件も起こりました。

ハンセン病回復者とその家族には、差別を避けるために現在も実名を明かしていない人が多くいます。療養所内には納骨堂があり、亡くなった後も引き取り手がなく故郷のお墓に入ることができない遺骨が眠っています。

現在のハンセン病療養所

国による隔離政策が終わってからも、差別意識が根強く残っていること、長すぎた療養所生活や後遺症のために社会復帰が難しいことなどから、現在も全国の療養所では約700名の回復者が暮らしています。

現在、全国のハンセン病療養所はより地域社会に開かれた土地への変革を目指し、様々な取り組みを行っています。

ハンセン病問題の現在

2024年(令和6年)の3月には国がハンセン病問題についての全国的な意識調査を行いました。学校の授業などでハンセン病問題について学んだ経験があるかという質問には、「受けたことはない」が55.4%、「はっきりと覚えていない」が27.1%という結果になりました。ハンセン病問題の普及と解決のために、10代、20代といったこれからを生きていく若い世代への普及が推奨されています。しかし、教員もハンセン病問題について知らない、取り上げ方がわからないなどの課題があります。



ハンセン病問題に係る全国的な意識調査報告書▶
(令和6年3月)

■ハンセン病問題のこれから

同じ過ちを繰り返さないために～一人ひとりのハンセン病問題～

ハンセン病への差別は、患者やその家族から入所する前の生活、人生の選択肢、家族との絆、たくさんのものを奪いました。中には二度と取り戻せないものも多くあります。症状は病気によって引き起こされたものでも、人権侵害は人間によって生み出されたもので、人間が解決していかなければなりません。その一歩目として、一人ひとりがハンセン病問題やそれ以外の人権問題についても正しく知ること、自分と他者を尊重することを考え、その実現のために行動し続けていくことが大切です。



▲国立ハンセン病資料館 展示室3

ハンセン病資料館の紹介・学芸員からメッセージ



国立ハンセン病資料館
事業部社会啓発課
学芸員 牛嶋 渉さん

当館は1993年(平成5年)6月に「高松宮記念ハンセン病資料館」として、東京都東村山市にある国立のハンセン病療養所・多磨全生園の隣に設立・開館されました。ハンセン病回復者が生きてきた証を収集・展示し、わたしたちの社会に同じ過ちがくりかえされないことを願って、ハンセン病回復者が自ら設立した資料館です。近代日本の誤った隔離政策による人権侵害の歴史をふまえ、2007年(平成19年)4月に国立の施設となりハンセン病問題に関する正しい知識の普及啓発による偏見・差別の解消、回復者とその家族の名誉回復をはかることを目的として運営しています。ぜひ多くの方に人権学習の場としてご利用いただければと思っています。

ハンセン病資料館の取り組み

ハンセン病資料館には3つの常設展示コーナー(展示室1「歴史展示」、展示室2「^{らい}癩療養所」、展示室3「生き抜いた証」や「証言映像コーナー」)・企画展示・ギャラリー展示があり、どなたでも無料で見学することができます。他にも図書室での関連資料の閲覧、学芸員による出張講座(無料)、団体見学の受け入れ、啓発用パネルや関連図書やDVDの貸し出し、Youtubeでの動画投稿、オンライン対応など幅広い啓発事業を展開しています。



▲国立ハンセン病資料館 展示室2 山吹舎

■国立ハンセン病資料館

開館日時：火曜～日曜 午前9時30分～午後4時30分

休館日：月曜(国民の祝日の場合は開館)、
「国民の祝日」の翌日にあたる平日、年末年始

住所：〒189-0002 東京都東村山市青葉町4-1-13

電話番号：042-396-2909

アクセス：

西武池袋線「清瀬駅」南口発 西武バス
久米川駅北口行き「ハンセン病資料館」下車(徒歩/1分)

西武新宿線「久米川駅」北口発 西武バス
清瀬駅南口行き「ハンセン病資料館」下車(徒歩/1分)

JR武蔵野線「新秋津駅」発 西武バス
久米川駅北口行き「全生園前」下車(徒歩/約10分)

JR武蔵野線「新秋津駅」下車(徒歩/約20分)



▲国立ハンセン病資料館 外観



▲国立ハンセン病資料館
ホームページ

コロナ禍を振り返って

今回は、新型コロナウイルスの流行時を振り返って、他者を尊重するために気を付けていたこと、こうすればよかったと思うことなどをお聞きました。令和6年度に実施した江戸川区人権・男女共同参画推進講座にご参加いただいた方々からお寄せいただいた声を紹介します。



新型コロナウイルスに関する情報について、それが正しいかどうかどのように判断したり気を付けたりしていた？

専門家の講話に参加した。(匿名)

9月27日講座「リベンジボルトノ削除 誹謗中傷開示請求の現場から」受講後アンケートより

1つの情報だけでなく、TV、新聞、ネット等たくさんの情報を見聞きするようにした。(匿名)

9月7日講座「男性更年期と女性更年期のサバイバルガイド」受講後アンケートより

専門家のSNS、ニュース等での言葉(匿名)

8月27日講座「病と過ごす子どもたちに私たちができること」受講後アンケートより

コロナ禍の自分自身を振り返ってよかったこと、もっとこうしかったなと思うことはある？



現在も続けていますが、できるだけ周りに人がいないところに座って、クラシック音楽などを楽しんでいました。(匿名)

8月27日講座「病と過ごす子どもたちに私たちができること」受講後アンケートより

在宅勤務中は気分転換を意識的にはかれてよかったが、夫が感染したときに世話をやかせてという気持ちから言葉ではなく態度で拒絶してしまった。(もっさん)

他の職員が安心して在宅勤務できるよう努力したので、それでよかったと思っている(匿名)

8月27日講座「病と過ごす子どもたちに私たちができること」受講後アンケートより

食事会などの誘いを断るのがつらくなり、友人と疎遠になってしまった。自分の職場である医療現場と世の中の雰囲気の乖離に心が苦しくなっていたので、もっと気持ちを表に出して聞いてもらうなど対策をすればよかった。(あおさぎ)

自分の子どもに無理して平気そうな姿を見せていた。(LAみ)

コロナに関して意見が違う友達や家族の話の聞き続けるのに疲れて、距離をおいてしまった(匿名)

8月27日講座「病と過ごす子どもたちに私たちができること」受講後アンケートより



感染症や病気に関する差別をなくすためには、どんなことが必要だと思う？

お金がなくてもちゃんとした治療を受けられること(匿名)

8月27日講座「病と過ごす子どもたちに私たちができること」受講後アンケートより

感染症にかかるのは悪い事ではないので謝るのはおかしい。お互い様の気持ちで一人ひとりが手洗い・うがい(匿名)

8月27日講座「病と過ごす子どもたちに私たちができること」受講後アンケートより

誰でも感染することはあり、その人の責任ではないことをもっと広める(たにし。)

信用できる情報源を持つこと(えみりママ)

正しい知識を得る。ネットではなく本が良いと思います。(匿名)

9月27日講座「リベンジボルトノ削除 誹謗中傷開示請求の現場から」受講後アンケートより

自分と周りを大切にすること(まっこちゃん。)

ご投稿いただいたみなさん、ありがとうございました!





差別にさらされてきた感染症



これまでの歴史では、ハンセン病以外にも差別にさらされてきた感染症があります。その1つがエイズです。エイズとは後天性免疫不全症候群のことで、その原因となるウイルスがHIVです。HIVに感染したあと、治療をしなければ徐々に免疫が下がり、症状のない時期（数年から10年程度）を経て、特定の日和見感染症（※1）にかかることでエイズ発症と判断されます。

※1 免疫力が低下していない健康な状態であれば、通常感染や発症をしない感染症

12月1日は世界エイズデー

世界エイズデーは、世界的なエイズまん延防止と感染者、患者への差別・偏見をなくすことを目的としてWHO(世界保健機関)が制定した日です。レッドリボンをシンボルに、世界各地でエイズに関する啓発活動が行われます。



HIVへの誤った認識

以下の行為でHIVはうつりません

- ・ 公衆浴場を利用する
- ・ 握手をする
- ・ せきやくしゃみ
- ・ 蚊にさされる

HIVの感染経路は主に性交渉による感染、注射器の共有等による血液感染、母子感染などです。左に記載したような行為ではHIVはうつりません。エイズが発見された当初、エイズ=死の病というイメージが持たれていました。また、男性間での性交渉による感染が多いことから、ゲイ男性がHIVにかかわる差別にさらされました。しかし今日では医療の進歩により、エイズ=死の病ではなくなりました。HIV感染に早い段階で気づき、エイズ発症前に治療、服薬を開始すれば、患者はこれまでと変わらない日常生活を送ることができるようになっています。さらに、服薬を続けることで血液中からHIVが検出されない状態(Undetectable)になった人からは、性交渉によってHIVに感染しない(Untransmittable)ということが分かりました。このことはU=U(検出されないならば感染しない)として啓発されています。(※2)

※2 公益財団法人エイズ予防財団 ホームページより参考



HIV検査、誰でも無料・匿名でできる

HIVは早期に感染の有無を知って、治療を開始・継続することが大切です。全国の保健所で、誰でも無料かつ匿名でHIV検査を受けることができます。自分が住んでいる場所以外の保健所でも検査可能です。

また、保健所ではHIVだけでなく梅毒などの性感染症の検査(※3)も実施しています。近年若者の間で梅毒等への感染が急増しています。コンドームを使用しない性交渉をしたり新しいパートナーとお付き合いを始めた際は、保健所や医療機関を利用してHIVや性感染症の検査を受けることをおすすめします。保健所では検査の後の面談で、医師にHIVや性感染症に関する疑問・心配なことを聞いてもらえるので、自分自身の健康を気にかける機会として一度検査に行ってみてはいかがでしょうか。

匿名・無料のHIV検査ができる検査施設や保健所は、右の二次元コードより探すことができます。

※3 検査内容は各保健所によって異なります。

無料・匿名 HIV 性感染症検査

東京都内の
検査施設情報はこちら

江戸川区区内の検査に
関する情報情報はこちら



東京都HIV検査情報
Web東京都が行うHIV
検査の情報と各施設を
紹介するサイトです。
(tokyo.lg.jp)



HIV・梅毒検査(要予約制)
江戸川区ホームページ
(city.edogawa.tokyo.jp)

参考ページ一覧

公益財団法人エイズ予防財団「HIV感染症・エイズ」

公益財団法人エイズ予防財団「HIV/エイズの基礎知識」

人権・DV・配偶者暴力の相談窓口のご案内 ※相談日は祝日・年末年始を除きます。

人権について

■ みんなの人権110番 (全国共通人権相談ダイヤル)

月～金 8:30～17:15

☎0570-003-110 (ナビダイヤル)

■ Tokyo LGBT相談

電話相談 火・金 18:00～22:00

☎050-3647-1448

(事業者の方向け) 火・金10:00～17:00

☎050-3138-4011

LINE相談 月・水・木 17:00～22:00

LGBT相談@東京➡

■ 東京都人権プラザ

月～金 9:30～17:30

☎03-6722-0124・0125



DV・配偶者暴力について

■ 江戸川区配偶者暴力相談支援センター

対象: 区内在住、在勤、在学の方

月～金 9:00～17:00

☎03-5662-1526

■ 江戸川区DV相談室

対象: 区内在住、在勤、在学の方

※面接相談(女性のみ、予約制、最終受付16:00)もできます。

月～金 9:00～17:00

☎03-6638-8537

親子のかかわりや

子育ての悩みについて

■ 親子のための相談LINE➡



人権・男女共同参画推進センターのご案内 ※相談日は祝日・年末年始を除きます。

大人のなんでも相談

夫婦・親子の問題などの解決に向け、ご相談の内容に応じて適切な窓口を紹介いたします。法的な判断を必要とする問題に対し弁護士が助言や情報提供をします。

受付時間: 月～金・第3土曜日 8:30～17:00

■ 法律相談 (予約制)

「LGBTQ」、「離婚・DV等」の法律相談

対象: 区内在住、在勤、在学の方

概要: 面接・オンライン相談・週3回/1回1時間

相談日: ホームページで詳細をお確かめください。

女性弁護士による法律相談

対象: 区内在住、在勤、在学の方

概要: 面接・オンライン相談 1回30分

相談日: 毎月第3土曜日 13:30～16:30

予約受付: 当月1日午前8時30分からとなります。

閉庁日と重なった場合は、翌開庁日からとなります。

相談啓発係 ☎03-6231-8150

■ ひとり親家庭の貸付金・自立支援事業

ひとり親家庭の就学支援・就職・転宅などの資金の融資や、経済的な自立に向け資格を取得する際に要する費用の助成などの相談に応じます。

相談啓発係 ☎03-6231-8150

■ ひとり親相談室すずらん

子育てや生活に関する内容から就業紹介まで、専門の相談員がワンストップで相談に応じます。

相談日: 月～金・第3土曜日

9:00～17:00

☎03-6638-8085



同性パートナー関係申出書 (予約制)

同性パートナー関係のお二人からの申出書を受領し、カード型の受領証を交付しています。

予約受付: 月～金 8:30～17:00

相談啓発係 ☎03-6638-8089



人権・男女共同参画推進センター

所在地 瑞江2-9-15

江戸川区ホームページ ➡

